

条例等立案表

<p>法令審査会 関・否</p>	<p>予算上の措置</p> <p>関係法規 徳島県文化の森総合公園文化施設条例（平成二年徳島県条例第十一号）</p>	<p>備考</p>	<p>題名 徳島県文化の森総合公園文化施設条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則</p> <p>課（室）名 文化の森統括本部</p> <p>担当者名 板東 宏典</p> <p>電話番号 （六六八）一一一一</p> <p>制定理由 徳島県文化の森総合公園文化施設条例の一部を改正する条例の施行に伴い、徳島県立図書館の集会室等が新たに県民の利用に供されることとなるため、所要の利用手続き等について定める必要がある。</p> <p>あらまし 一 徳島県立図書館管理規則、徳島県立博物館管理規則及び徳島県立近代美術館管理規則について、新たに県民の利用に供することとなる集会室等の供用時間、利用の許可の申請、利用の許可等の通知、利用の許可の取消し、利用の内容の変更等を定めることとした。 二 この規則は、平成二十五年四月一日から施行することとした。</p>
------------------	--	-----------	---

徳島県教育委員会規則第 号

徳島県文化の森総合公園文化施設条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

平成二十五年 月 日

徳島県教育委員会

委員長 佐藤 紘子

徳島県文化の森総合公園文化施設条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(徳島県立図書館管理規則の一部改正)

第一条 徳島県立図書館管理規則(平成二年徳島県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「第一項又は前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、集会室一及び集会室二の供用時間は、午前九時三十分から午後五時までとする。

第六条を第十条とし、第五条を第九条とする。

第四条中「徳島県文化の森総合公園文化施設条例(平成二年徳島県条例第十一号)」を「条例」に改め、同条を第八条とする。

第三条の次に次の四条を加える。

(利用の許可の申請等)

第四条 徳島県文化の森総合公園文化施設条例(平成二年徳島県条例第十一号。以下「条例」という。)第三条の許可(以下「利用の許可」という。)を受けようとする者は、徳島県立図書館利用許可申請書(別記様式)を館長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、利用しようとする日(その日が引き続き二日以上に及ぶときは、その初日。)の前日から起算して三月前の日以後に提出するものとする。ただし、館長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可をしないものとする。

- 一 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- 二 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- 三 その他図書館の管理上支障があると認められるとき。

(利用の許可等の通知)

第五条 館長は、前条第一項の申請書を受理したときは、利用の許可をするかどうかを決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(利用の許可の取消し等)

第六条 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用の許可を取り消し、又は施設の利用の中止を命ずることができる。

- 一 第四条第三項各号のいずれかに該当する理由が生じたとき。
- 二 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が利用の許可に付した条件に違反したとき。

三 利用者が偽りその他不正な手段により利用の許可を受けた事実が明らかとなったとき。

四 利用者が条例又はこの規則の規定に違反したとき。

(利用の内容の変更等)

第七条 利用者は、施設を利用できなくなったとき、又は利用の許可の内容を変更して施設を利用しようとするときは、直ちにその旨を文書で館長に届け出なければならない。

附則の次に次の様式を加える。

別記様式 (第4条関係)

使用料 納入時期	前後 納納
-------------	----------

決 裁 欄
-------

徳島県立図書館利用許可申請書		※受付番号	
徳島県立図書館長 殿			
次のとおり利用したいから申請します。			

申請年月日	年 月 日	※許可年月日	年 月 日
申請者	住所氏名 電話	④ 〔法人その他の団体にあつては、 主たる事務所の所在地及び名称 並びに代表者の氏名〕	※ 区 分
			一 般 営 利
利用の目的 (行事の名称)	利用(入場) 予定人員	人	入場料等の額 (1人につき)
利用しようとする施設	利 用 の 日 時		※使用料の額
	年 月 日 ( ) 時 分 ~	年 月 日 ( ) 時 分 ~	円
	年 月 日 ( ) 時 分 ~	年 月 日 ( ) 時 分 ~	円

	年 月 日 ( ) 時 分 ~	年 月 日 ( ) 時 分 ~	円
	年 月 日 ( ) 時 分 ~	年 月 日 ( ) 時 分 ~	円
※ 備 考			計 円

注意事項 ※印の欄には、記入しないこと。

(徳島県立博物館管理規則の一部改正)

第二条 徳島県立博物館管理規則(平成二年徳島県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第七条を第十一条とし、第六条を第十条とし、第五条を第九条とする。

第四条中「徳島県文化の森総合公園文化施設条例(平成二年徳島県条例第十一号)」を「条例」に改め、同条を第八条とする。

第三条の次に次の四条を加える。

(利用の許可の申請等)

第四条 徳島県文化の森総合公園文化施設条例(平成二年徳島県条例第十一号。以下「条例」という。)第三条の許可(以下「利用の許可」という。)を受けようとする者は、徳島県立博物館講座室利用許可申請書(別記様式)を館長に提出しなければならぬ。

2 前項の申請書は、利用しようとする日(その日が引き続き二日以上に及ぶときは、その初日。)の前日から起算して三月前の日以後に提出するものとする。ただし、館長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可をしないものとする。

一 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

二 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

三 その他博物館の管理上支障があると認められるとき。

(利用の許可等の通知)

第五条 館長は、前条第一項の申請書を受理したときは、利用の許可をすることがかを決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(利用の許可の取消し等)

第六条 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用の許可を取り消し、又は講座室の利用の中止を命ずることができる。

一 第四条第三項各号のいずれかに該当する理由が生じたとき。

二 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が利用の許可に付した条件に違反したとき。

三 利用者が偽りその他不正な手段により利用の許可を受けた事実が明らかとなったとき。

四 利用者が条例又はこの規則の規定に違反したとき。

(利用の内容の変更等)

第七条 利用者は、講座室を利用できなくなったとき、又は利用の許可の内容を変更して講座室を利用しようとするときは、直ちにその旨を文書で館長に届け出なければならぬ。

附則の次に次の様式を加える。

別記様式 (第4条関係)

使用料 納入時期	前納 後納
-------------	----------

決 裁 欄
-------

徳島県立博物館講座室利用許可申請書		※受付番号			
徳島県立博物館長 殿 次のとおり利用したいから申請します。					
申請年月日	年 月 日	※許可年月日	年 月 日	※区 分	一 般 営 利
申請者	住所氏名	⑨			
	[法人その他の団体にあつては、 主たる事務所の所在地及び名称 並びに代表者の氏名 電 話 ]				
利用の目的 (行事の名称)	利用(入場) 予定人員	人	入場料等の額 (1人につき)	※使用料の額	
利 用 の 日 時					
年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分				円	
年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分				円	
~~~~~					
年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分				円	
年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分				円	
※ 備 考				計	円

注意事項 ※印の欄には、記入しないこと。

(徳島県立近代美術館管理規則の一部改正)

第三条 徳島県立近代美術館管理規則(平成二年徳島県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「ギャラリー」を削り、同条第二項中「六月前の日」を「、ギャラリー」については六月前の日以後に、講座室については三月前の日」に改め、同条第三項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

第六条及び第七条中「ギャラリー」を「施設」に改める。  
別記様式を次のように改める。

別記様式 (第4条関係)

使用料 納入時期	前後 納入
-------------	----------

決 裁 欄
-------

徳島県立近代美術館利用許可申請書		※受付番号			
徳島県立近代美術館長 殿 次のおり利用したいから申請します。					
申請年月日	年 月 日	※許可年月日	年 月 日		
申請者	住所氏名 ⑩	〔法人その他の団体にあつては、 主たる事務所の所在地及び名称 並びに代表者の氏名 〕		※区	般
				電話	営利
利用の目的 (行事の名称)	利用(入場) 予定人員	人	入場料等の額 (1人につき)	円	
利用しようとする施設	利用の日時			※使用料の額	
	年 月 日 ( ) 時 分	年 月 日 ( ) 時 分	円		
	年 月 日 ( ) 時 分	年 月 日 ( ) 時 分	円		
~~~~~					
	年 月 日 ( ) 時 分	年 月 日 ( ) 時 分	円		
	年 月 日 ( ) 時 分	年 月 日 ( ) 時 分	円		
※備考				計	円

注意事項 ※印の欄には、記入しないこと。



附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

徳島県立図書館管理規則（平成二年徳島県教育委員会規則第八号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(供用時間)</p> <p>第三条 図書館の供用時間は、午前九時三十分から午後七時までとする。ただし、日曜日、土曜日、休日及び十二月二十八日は、午前九時三十分から午後五時までとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、集会室一及び集会室二の供用時間は、午前九時三十分から午後五時までとする。</p> <p>3 館長は、特に必要があると認めるときは、前二項の規定にかかわらず、第一項又は前項に規定する供用時間を変更することができる。</p>	<p>(供用時間)</p> <p>第三条 図書館の供用時間は、午前九時三十分から午後七時までとする。ただし、日曜日、土曜日、休日及び十二月二十八日は、午前九時三十分から午後五時までとする。</p> <p>2 館長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項に規定する供用時間を変更することができる。</p>
<p>(利用の許可の申請等)</p> <p>第四条 徳島県文化の森総合公園文化施設条例(平成二年徳島県条例第十一号。以下「条例」という。)(第三十条の許可(以下「利用の許可」という。)(を受けようとする者は、徳島県立図書館利用許可申請書(別記様式)を館長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書は、利用しようとする日(その日が引続き二日以上に及ぶときは、その初日。)(の前日から起算して三月前の日以後に提出するものとする。ただし、館長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可をしないものとする。</p> <p>一 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>二 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益となると認められるとき。</p> <p>三 その他図書館の管理上支障があると認められるとき。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(利用の許可等の通知)</p> <p>第五条 館長は、前条第一項の申請書を受理したときは、利用の許可をするかどうかを決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(利用の許可の取消し等)</p> <p>第六条 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用の許可を取り消し、又は施設の利用の中止を命ずることができる。</p> <p>一 第四条第三項各号のいずれかに該当する理由が生じたとき。</p> <p>二 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)(が利用の許可に付した条件に違反したとき。</p>	<p>(新設)</p>

三 利用者が偽りその他不正な手段により利用の許可を受けた事実が明らかとなったとき。

四 利用者が条例又はこの規則の規定に違反したとき

(利用の内容の変更等)

第七条 利用者は、施設を利用できなくなったとき、又は利用の許可の内容を変更して施設を利用しようとするときは、直ちにその旨を文書で館長に届け出なければならぬ。

(遵守事項)

第八条 図書館を利用する者は、条例及びこの規則並びに館長が別に定める利用者心得その他の規律を守らなければならない。

第九条 (略)

第十条 (略)

(新設)

(遵守事項)

第四条 図書館を利用する者は、徳島県文化の森総合公園文化施設条例(平成二年徳島県条例第十一号)及びこの規則並びに館長が別に定める利用者心得その他の規律を守らなければならない。

第五条 (略)

第六条 (略)

(新設)  
別記様式 (第4条関係)

使用料 納入時期	前後 納納
-------------	----------

決 裁 欄
-------

徳島県立図書館利用許可申請書		※受付番号			
徳島県立図書館長 殿 次のとおり利用したいから申請します。					
申請年月日	年 月 日	※許可年月日	年 月 日		
申請者	住所名 氏名 電話	⑩		※区	一般
		〔法人その他の団体にあつては、 主たる事務所の所在地及び名称 並びに代表者の氏名〕		分	営利
利用の目的 (行事の名称)	利用(入場) 予定人員	人	入場料等の額 (1人につき)	円	
利用しようとする施設	利用の日時			※使用料の額	
	年 月 日 ( ) 時 分	年 月 日 ( ) 時 分		円	
	年 月 日 ( ) 時 分	年 月 日 ( ) 時 分		円	
	年 月 日 ( ) 時 分	年 月 日 ( ) 時 分		円	
※備考			計	円	

注意事項 ※印の欄には、記入しないこと。

改正案	現行
<p>(利用の許可の申請等)</p> <p>第四条 徳島県文化の森総合公園文化施設条例(平成二年徳島県条例第十一号。以下「条例」という。)(第三条の許可(以下「利用の許可」という。))を受けようとする者は、徳島県立博物館講座利用許可申請書(別記様式)を館長に提出し、おけるべき。</p> <p>2 前項の申請書は、利用しようとする日(その日が引き継ぎ二日以上に及ぶときは、その初日。)(の前日から起算して三月前の日以後に提出するものとする。ただし、館長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可をしないものとする。</p> <p>一 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>二 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。</p> <p>三 その他博物館の管理上支障があると認められるとき。</p> <p>(利用の許可等の通知)</p> <p>第五条 館長は、前条第一項の申請書を受理したときは、利用の許可をすることが決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。</p> <p>(利用の許可の取消し等)</p> <p>第六条 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用の許可を取り消し、又は講座室の利用の中止を命ずることができ、</p> <p>一 第四条第三項各号のいずれかに該当する理由が生じたとき。</p> <p>二 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)(が利用の許可に付した条件に違反したとき。</p> <p>三 利用者が偽りその他不正な手段により利用の許可を受けた事実が明らかとなったとき。</p> <p>四 利用者が条例又はこの規則の規定に違反したとき。</p> <p>(利用の内容の変更等)</p> <p>第七条 利用者若し、講座室を利用できなくなったとき、又は利用の許可の内容を変更して講座室を利用しようとするときは、直ちにその旨を文書で館長に届け出なければならぬ。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

<p>(遵守事項)</p> <p>第八條 博物館を利用する者は、<u>条例</u>及びこの規則並びに館長が別に定める利用者心得その他の規律を守らなければならない。</p> <p>第九條 (略)</p> <p>第十條 (略)</p> <p>第十一條 (略)</p>	<p>(遵守事項)</p> <p>第四條 博物館を利用する者は、<u>徳島県文化の森総合公園文化施設条例(平成二年徳島県条例第十一号)</u>及びこの規則並びに館長が別に定める利用者心得その他の規律を守らなければならない。</p> <p>第五條 (略)</p> <p>第六條 (略)</p> <p>第七條 (略)</p>
---	--

(新設)  
別記様式 (第4条関係)

使用料 納入時期	前後 納入
-------------	----------

決 裁 欄
-------

徳島県立博物館講座室利用許可申請書		※受付番号			
徳島県立博物館長 殿 次のとおり利用したいから申請します。					
申請年月日	年 月 日	※許可年月日	年 月 日		
申請者	住所氏名 電話	⑩ 〔法人その他の団体にあつては、 主たる事務所の所在地及び名称 並びに代表者の氏名〕	※区	一般	営利
			分		
利用の目的 (行事の名称)	利用(入場) 予定人員	人	入場料等の額 (1人につき)	円	
利用の日時				※使用料の額	
年 月 日 ( ) 時 分 ~ 年 月 日 ( ) 時 分				円	
年 月 日 ( ) 時 分 ~ 年 月 日 ( ) 時 分				円	
年 月 日 ( ) 時 分 ~ 年 月 日 ( ) 時 分				円	
※備考				計	円

注意事項 ※印の欄には、記入しないこと。

改正案	現行
<p>(利用の許可の申請等)</p> <p>第四条 徳島県文化の森総合公園文化施設条例(平成二年徳島県条例第十一号。以下「条例」という。)(第三条の許可(以下「利用の許可」という。))を受けようとする者は、徳島県立近代美術館利用許可申請書(別記様式)を館長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書は、利用しようとする日(その日が引き続き二日以上に及ぶときは、その初日。)(の前日から起算して、ギャラリーについては六月前の日以後に、講読室については三月前の日以後に提出するものとする。ただし、館長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可をしないものとする。</p> <p>一 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。</p> <p>二 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。</p> <p>三 その他美術館の管理上支障があると認められるとき。</p> <p>(利用の許可の取消し等)</p> <p>第六条 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用の許可を取り消し、又は施設の利用の中止を命ずることができる。</p> <p>一 第四条第三項各号のいずれかに該当する理由が生じたとき。</p> <p>二 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が利用の許可に付した条件に違反したとき。</p> <p>三 利用者が偽りその他不正な手段により利用の許可を受けた事実が明らかとなったとき。</p> <p>四 利用者が条例又はこの規則の規定に違反したとき。</p> <p>(利用の内容の変更等)</p> <p>第七条 利用者は、施設を利用できなくなったとき、又は利用の許可の内容を変更して施設を利用しようとするときは、直ちにその旨を文書で館長に届け出なければならない。</p>	<p>(利用の許可の申請等)</p> <p>第四条 徳島県文化の森総合公園文化施設条例(平成二年徳島県条例第十一号。以下「条例」という。)(第三条の許可(以下「利用の許可」という。))を受けようとする者は、徳島県立近代美術館ギャラリー利用許可申請書(別記様式)を館長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書は、利用しようとする日(その日が引き続き二日以上に及ぶときは、その初日。)(の前日から起算して六月前の日以後に提出するものとする。ただし、館長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可をしないものとする。</p> <p>一 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。</p> <p>二 その他美術館の管理上支障があると認められるとき。</p> <p>(利用の許可の取消し等)</p> <p>第六条 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用の許可を取り消し、又はギャラリーの利用の中止を命ずることができる。</p> <p>一 第四条第三項各号のいずれかに該当する理由が生じたとき。</p> <p>二 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が利用の許可に付した条件に違反したとき。</p> <p>三 利用者が偽りその他不正な手段により利用の許可を受けた事実が明らかとなったとき。</p> <p>四 利用者が条例又はこの規則の規定に違反したとき。</p> <p>(利用の内容の変更等)</p> <p>第七条 利用者は、ギャラリーを利用できなくなったとき、又は利用の許可の内容を変更してギャラリーを利用しようとするときは、直ちにその旨を文書で館長に届け出なければならない。</p>



(改正案)  
別記様式 (第4条関係)

使用料 納入時期	前後 納入
-------------	----------

決 裁 欄
-------

徳島県立近代美術館利用許可申請書		※受付番号			
徳島県立近代美術館長 殿 次のおり利用したいから申請します。					
申請年月日	年 月 日	※許可年月日	年 月 日		
申請者	住所名 氏名 電話	⑩ 〔法人その他の団体にあつては、 主たる事務所の所在地及び名称 並びに代表者の氏名〕	※区	一	一般 利 益
			分	営	
利用の目的 (行事の名称)	利用(入場) 予定人員	△	入場料等の額 (1人につき)	円	
利用しようとする施設	利用の日 時			※使用料の額	
	年 月 日 ( ) 時 分	年 月 日 ( ) 時 分	年 月 日 ( ) 時 分	円	
	年 月 日 ( ) 時 分	年 月 日 ( ) 時 分	年 月 日 ( ) 時 分	円	
	年 月 日 ( ) 時 分	年 月 日 ( ) 時 分	年 月 日 ( ) 時 分	円	
※備考	計			円	

注意事項 ※印の欄には、記入しないこと。

(現行)  
別記様式 (第5条関係)

使用料 納入時期	前後 納入
-------------	----------

決 裁 欄
-------

徳島県立近代美術館ギャラリー利用許可申請書	※受付番号	
-----------------------	-------	--

徳島県立近代美術館長 殿  
次のとおり利用したいから申請します。

申請年月日	年 月 日	※許可年月日	年 月 日						
申請者	住所名 氏名 電話	④ 法人その他の団体にあつては、 主たる事務所の所在地及び名称 並びに代表者の氏名	※区	一般					
			分	営利					
利用の目的 (行事の名称)		入場料等の額 (1人につき)	円						
利用の日時			※使用料の額						
年 月 日 ( ) 時 分	年 月 日 ( ) 時 分	円							
年 月 日 ( ) 時 分	年 月 日 ( ) 時 分	円							
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>年 月 日 ( ) 時 分</td> <td>年 月 日 ( ) 時 分</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>年 月 日 ( ) 時 分</td> <td>年 月 日 ( ) 時 分</td> <td>円</td> </tr> </table>				年 月 日 ( ) 時 分	年 月 日 ( ) 時 分	円	年 月 日 ( ) 時 分	年 月 日 ( ) 時 分	円
年 月 日 ( ) 時 分	年 月 日 ( ) 時 分	円							
年 月 日 ( ) 時 分	年 月 日 ( ) 時 分	円							
※備考			計 円						

注意事項 ※印の欄には、記入しないこと。

徳島県文化の森総合公園文化施設条例の一部を改正する条例の施行に伴う  
関係規則の整理に関する規則について

教育委員会文化の森統括本部

1 規則改正の理由

徳島県文化の森総合公園文化施設管理条例の改正に伴い、新たに貸し館対象施設に追加された図書館集会所等の、利用手続き等について定める必要がある。

2 規則改正の内容

次の施設について利用手続きを定めるため、所要の改正を行う。

- (1) 図書館・・・集会所 1 及び集会所 2
- (2) 博物館・・・博物館講座室
- (3) 近代美術館・・・美術館講座室

3 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日

